

平成18年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成18年12月12日（火）

新宿区環境土木部道とみどりの課

平成18年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成18年12月12日（火）

午前10時～12時

本庁舎6階第二委員会室

- 1 開 会
- 2 報 告
 - (1) みどりの実態調査（第6次）について
 - (2) 新宿区民会議の提言について
- 3 審 議
 - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
 - (2) みどりの基本計画の改定について
- 4 その他
連絡事項など
- 5 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第8期）
- 2 新宿区みどりの実態調査（第6次）について
- 3 新宿区民会議について
- 4 保護樹林等の指定及び解除について
- 5 みどりの基本計画改定スケジュール（案）
- 6 新宿区みどりの基本計画 まちも人もいきいき・みどりのアクション25
（概要版）
- 7 みどりの基本計画アクションプログラムの検証

参考 平成17年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則（抜粋）

参考 新宿区民会議 提言書

参考 みどりの実態調査報告書（第6次）（回収資料）

参考 新宿区みどりの基本計画 まちも人もいきいき・みどりのアクション25

(回収資料)

出席委員 10名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	吉 川 信 一	委 員	大 室 新 吉
委 員	北 村 幸 夫	委 員	小 林 辰 男
委 員	近 藤 恵美子	委 員	阿 部 善三郎
委 員	高 橋 良 孝	委 員	土 屋 正

◎開会

道とみどりの課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成18年度第1回の新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私、本日事務局を務めさせていただきます道とみどりの課長の柏木と申します。よろしくお願いたします。ごあいさつがおくれましたけれども、私、今年の4月から前任の野崎から引き継ぎまして道とみどりの課長に着任いたしました。今後ともどうかよろしくお願申し上げます。

なお、本年、7月に幹部職員の人事異動がございまして、環境土木部長石川進から邊見隆士にかわりました。あわせて、御報告申し上げます。

環境土木部長 どうぞよろしくお願いたします。

道とみどりの課長 本日は、年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。審議会の開催に当たりまして、私どもの不手際がございまして、開催に時間がかかりましたことをまず冒頭におわびを申し上げます。

本日の審議会でございますけれども、急遽開催ということになったため、審議会の開催の周知をいたします広報の記事が締め切りに間に合わなかったということでございます。それで、傍聴される方は、現在のところいらしていません。

それでは、本日の審議会の開催に当たりまして、中山新宿区長がぜひとも皆様にごあいさつを申し上げたいということを申しておりましたけれども、本日、外せない所用がございまして、終わり次第、場合によっては駆けつけるというようなことを申してございます。もし、区長が間に合うようでしたら、到着次第、ごあいさつを申し上げたいと考えてございます。

次に、お願がございまして。本日、この後、この会場を使用する関係がございまして、審議会の日程につきましては、12時をめどに終了させていただければと考えてございます。まことに恐縮でございますけれども、審議会の運営に、皆様の御協力をお願いいたしたいと存じます。

それでは、平成18年度第1回新宿区みどりの推進審議会を開始させていただきます。

もう一点、申しわけございません。発言の際には前にございますマイクの4番、「要求」というところを押していただきますと、マイクのスイッチが入りますので、そちらを押してから御発言をいただければと存じます。終わりましたら5番の「終了」を、お願いたしま

す。

それでは、これから議事進行を会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いたします。

熊谷会長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより平成18年度第1回新宿区みどりの推進審議会を開催いたします。

最初に事務局より本日の出席状況について説明をお願いいたします。

道とみどりの課長 事務局です。

熊谷会長 よろしくお願いたします。

道とみどりの課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。本日は、進士委員、立花委員、岸田委員、藤田委員、秋山委員の5名の委員から欠席の届けをちょうだいしてございます。このため、本日は15名中10名の出席ということでございますので、審議会は成立してございます。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

道とみどりの課長 事務局です。

それでは、皆様のお手元でございます資料について御説明をいたします。お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、資料1、新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第8期）でございます。A4、1枚の資料となっております。

続きまして、資料2、みどりの実態調査（第6次）について、これも同じくA4、1枚の資料となっております。

資料3、新宿区民会議について、こちらについてはA4と後ろにA3をとじ込んだ2ページのものお配りしております。

資料4、保護樹木の指定及び解除について、こちらにつきましてもA4、1枚のペーパーでございます。裏表となっております。

続いて、資料5、みどりの基本計画改定スケジュール（案）、こちらにつきましても、カラー刷りA4の縦型のもの1枚でございます。

続きまして、資料6、新宿区みどりの基本計画、まちも人もいきいき・みどりのアクション25（概要版）でございますけれども、こちらカラー刷りA4の1枚のもの、お手元にお

配りしてございます。

続いて、資料7でございます。新宿区みどりの基本計画アクションプログラムの検証、A4のもの数ページにわたってございますけれども、ホチキスどめしたもの、お届けしてございます。

あと、参考といたしまして、平成17年度第2回新宿区みどりの推進審議会の議事録、新宿区みどりの条例・同施行規則の抜粋、新宿区区民会議の提言書、こちらの厚いA4版の冊子でございます。

みどりの実態調査の報告書（第6次）ということでございます。こちらについてもA4版の冊子になってございます。

最後に、新宿区みどりの基本計画「まちも人もいきいき・みどりのアクション25」、こちらについてもA4の冊子でございます。

なお、みどりの実態調査並びにみどりの基本計画みどりのアクション25につきましては、事前に委員のお手元にお配りしているかと存じますので、できましたらこの会議終了後、また回収をさせていただければと存じます。

資料の過不足、並びに名簿の名前等の御確認をお願いしたいと存じます。

熊谷会長 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

◎みどりの実態調査（第6次）について

熊谷会長 それでは、議事次第に従いまして、まず報告から始めさせていただきます。

道とみどりの課長 それでは、みどりの実態調査について御報告申し上げます。

みどりの実態調査につきましては、区内のみどりの実態を5年ごとに調査するものでございます。新宿区では第6回となる調査を昨年実施いたしました。既に委員の皆様には調査報告書を郵送にてお届けしてございますけれども、結果についてはあらかじめお読みいただいて御承知かと存じますが、本日改めまして担当より御報告申し上げます。

事務局 新宿区みどりの実態調査（第6次）について、右上に資料2というものをお手元にご
ざいますでしょうか、お開きくださいませ。

この文章に沿って大体御説明申し上げます。

1番、調査目的。

新宿区みどりの実態調査（第6次）は、区内のみどりの現状を把握し、これを解析することによって、これまでの施策の効果を検証するとともに、今後のみどりの行政に活用するた

めに実施したものです。

2 番目、調査概要。

(1) 空中写真による解析。

平成17年9月3日と18日にかけて、新宿区全域を空中から撮影しました写真をデジタル処理いたしました。これを1平方メートル、1メートル掛ける1メートルというものですが、1平方メートル以上の緑被地を抽出することによって樹木、樹林、草地、屋上緑地というものの面積を判読いたしました。これは、かつてはデジタル処理というよりも普通写真を撮られていた、写真を撮って、それを使って人間が解析していたんですけれども、この5年間の間、急速に写真技術が発達しまして、皆さんもデジタル写真とかお使いになっていらっしゃるかもしれませんが、そういったデジタル写真を撮って、それで解析していく、パソコンと連動していくというような処理を今回展開しております。

(2) 現地調査等。

樹木については、区内にある直径30センチ以上のすべての樹木を対象に樹種と太さについて調査を行いました。ただし、新宿御苑と明治神宮外苑、これについては対象から除いております。樹木のほかにも樹林、生垣及び壁面緑化について現地調査を実施いたしました。なお、街路樹につきましては、国土交通省、東京都及び新宿区の指導に基づいて樹種や本数について調査いたしました。

ただし新宿御苑とか明治神宮外苑を対象から除いておりますけれども、過去からやっている調査におきましても、ずっと除いております、これは新宿区と渋谷区、そういったものが新宿御苑の中を通っていて、明治神宮外苑のところも中を通っていて、現地に行ってもここまですぐ新宿で、ここまですぐ外苑、渋谷区とか区別がなかなかつかないところから、この2カ所は対象から除いております。

最近では防犯上、学校等は事前連絡をしないと入れないような状況になっておりまして、1校1校、企業についても1戸1戸、アポイントをとりながら中を見させていただきまして、それで調査した次第でございます。その調査結果が3番の調査結果という表にしております。黄色く塗られているところが17年度の第6次、今回調査した結果でございます。この見方をちょっと御説明しますと、左横に緑被率という言葉がございます。この緑被率という言葉はその下に3行ございますが、樹木・樹林、それと草地、屋上緑地、この3つの合計を緑被、みどりで覆われていますよという部分と呼んでおります。それが17年度（第6次）では精度1平方メートル以上でございますけれども、緑被率がこの3つを合わせて17.47%、

292.91ヘクタールの樹木・樹林と21.98ヘクタールの草地と3.93ヘクタールの屋上緑地、この3つを合わせると318.32ヘクタールとなるんですけども、これを分子にもってきて、分母に新宿区の面積を置いて、このみどりのパーセンテージを出しております。

それでは、5年前に行った平成12年度ではどうだったかというのを真ん中の行に書いてございます。12年度は緑被率が17.36%、平成12年度（第5次）精度9平方メートル以上というところの下に17.36%でございます。これを簡単に比較すると、前年度、17年度に調べたものが多くなっているんですけども、平成12年度に行ったものの精度が9平方メートル、9平方メートルというのは3メートル掛ける3メートル、それで9平方メートルと読むんです。かつては3メートル掛ける3メートル、これぐらいのものでないと写真から判読できなかった。1メートル掛ける1メートルというのは、判読できなかったと思ってください。今回からはデジタル処理ができるようになりましたので、判読が可能になってきました。

かつては9平方メートル以上、3メートル掛ける3メートルというもので抽出しておりましたので、17年度に行った精度1平方メートル以上というものをその右横に精度9平方メートル以上に換算しまして、1.1平方メートルから8.8平方メートルというものは切り捨てまして、9平方メートル以上のものをまた別個に抽出しました。これで出しますと、緑被率というのは17.04%になります。これを12年度と比較しますと、減っていることがわかります。そのほかに、この緑被率のほかに壁面緑化ですとか、生垣ですとか街路樹、こういったものを17年度と12年度を比べております。その増減のプラスマイナスが右横の増減表というところに載っている次第でございます。

今度、（1）のところは今、申し上げたものと繰り返になってしまうかもしれませんが、読んでいきます。

（1）緑被率推移について。

区内の樹木、樹林、草地、屋上緑地の面積は318.82ヘクタール、緑被率は17.47%であった。これは前回の平成12年度調査結果の316.39ヘクタール、17.36%と比べて2.43ヘクタール、緑被率0.11%増加したことになる。しかしながら、前回までの緑地抽出面積の精度が9平方メートル以上であったのに対し、今回からは1平方メートル以上に向上したことにより、これまで切り捨てられていた9平方メートル未満の小規模緑地が今回の調査では算入されたために緑地が向上したと考えられます。

一方、今回の調査結果を前回の精度で集計すると、緑被率は17.04%となり、12年度と比べて5.4ヘクタール、0.32%減少したことになります。このことから9平方メートル以上の

緑被地については、この5年間で減少したということが言えます。

これをさらに樹木、樹林について推移を追ってみますと、(2)になりますけれども、樹木・樹林、屋上緑地、壁面緑化の面積及び生垣の延長は前回の平成12年度の調査結果と比べるといずれも増加しております。これらの増加した原因としては緑化計画書の制度、みんなでみどり公共施設緑化プラン及び空中緑花、都市づくりなどの緑化施策の効果があらわれてきたためと考えられます。

一方、草地の面積は大幅に減少しておりまして、結果的に草地面積の減少が緑被率の減少の要因となっております。この理由は、前回の調査時にあった大規模なゴルフ場や都営住宅周辺の草地が今回の調査では裸地に転換したこと、及び前回まで算入しておりました造成地内の草地を裸地として集計したため、(判読基準の変更)であります。また、街路樹の本数が国道、都道、区道のいずれもが減少しておりました。

この判読基準、括弧のところに判読基準の変更とございますけれども、造成地内の草地を裸地として集計したとございますが、かつての造成地内の草地は草地とそのまま集計しておったんですが、造成地内の場合は冬になれば草は枯れてしまい、その草地とはいえ担保性がないものであって、そこに建物が建てられてしまうということから、そういったものは裸地という扱いにいたしました。そのために、裸地という面積が多く残っているところがございます。

これで調査結果の報告を終わります。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまのみどりの実態調査(第6次)について御質問や御意見がございましたら、どうぞお願いをいたします。

それでは、小林委員からお願いいたします。

小林委員 小林でございます。まず、おくれましたことをおわび申し上げます。

今、説明をいただいたわけでありましてけれども、実態調査について、何か非常に減少が多い感じがいたします。それで、この歯どめということについて何か今度の施策等について考えられているのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

道とみどりの課長 事務局です。

今回の実態調査の結果を踏まえまして、やはり緑地の面積が減っているということは事実でございます。そういった中で、既存の緑地をどういうふうに保存していくかということは、

私どもも何かいいアイデアがないかということで、相当頭を悩ませているわけでございます。現在、具体的にこれとってはっきりした形になっている訳ではございませんけれども、今、私どもアイデアとして考えてございますのは、みどりの基本計画の改定に際して、そういったものを盛り込んでいったらどうかといった程度の段階ですが、1つは、例えば、現在緑化計画書制度というのがございます。現在は敷地面積が1,000平方メートル以下の面積の場合、接道部緑化を除きましては対象となってございません。そういった中で、今後、例えば地域の土地利用に合わせてこの1,000平方メートルというのを地区ごとに変更してみてもどうかというようなことが1つアイデアとして浮かんでおるところでございます。

また、民有地の樹林等の評価制度というのも何かつくる必要があるのかなというようなことも考えてございます。例えば、区内の樹林等の民有地をあらかじめ把握した上で、その樹木の価値ですとか周辺環境について評価して、どういった土地を優先的に守っていくのかという、そういう順位づけを行っていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

昨年、私どもは、みどりの基金を改定をいたしまして、その民有地などの購入ができるような仕組みも一定程度積み立てているわけでございます。ただ、出てきたものすべて買うというわけにもいきませんし、お金に限りがあるという関係がございますので、そういった中で何か順位づけをして、ここは優先的に買っていったらどうだろうか、というような対応ができないのかなということを考えてございまして、またこちらについては審議会を通じまして、皆様方の御意見をちょうだいできればと思っております。大体、今そんなようなことを考えているところでございます。

熊谷会長 どうぞ、小林委員。

小林委員 小林でございます。

説明ありがとうございました。私、そういう中において、特に公共的な施設等に対して優先的に考えるべきではないかと思うんです。といいますのは、民間のものというのはやっぱり私有財産ですから、いろいろ分割したり何かしてどんどん小さくなったりすると、該当していたものが該当しなくなってしまうと思うんです。そういうことを踏まえまして、公的なものを主体に、それから輪を広げるということを考えていただきたいと思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございました。

御意見として承っておきたいと思っております。それでは、土屋委員、よろしくお願ひいたします。

土屋委員 すみません、こちらのデータの中で著しく数量の減が目立つのが街路樹で2,000本、比率でいうと2割弱ぐらいの数字なんですけど、下の説明だと1文で本数が減少したということだけで説明されているんですけども、都道であったり、区道であったり、特に都道が管理が行き届かない、管轄が外れる部分があると思いますが、ほかの緑地の部分が民間の協力が何かを請う部分に対して、街路樹の場合、どちらかというところと行政の施策がストレートに反映するものではないかと思うんですけども、このあたり2割弱という減というところの理由というのを教えていただければと思うんですけども。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

道とみどりの課長 今回の街路樹の減少でございますけれども、まず1つには、山手通り並びに明治通り、これは、どちらも都道でございますけれども、現在、拡幅の工事中でございます。その関係で今歩道が撤去されて、地下の山手通りにおいては中央環状新宿線、明治通りについては地下鉄の13号線等との工事が進捗してございますので、既存の街路樹が一時撤去されたら、そういうことがまず1つ挙げられるかと存じます。

それともう一点、これがまた大きな部分でございますけれども、区道部分におきまして、前回まで高木扱いとしてございましたキンモクセイなどの樹木、これらは本来中木という扱いが正しいのではないかということで、今回から中木という扱いにしましたもので、いわゆる高木の街路樹が減った、そういうような2つの要素があるかと考えてございます。

熊谷会長 よろしゅうございますか。

ほかに何か御質問なり御意見ございますでしょうか。

高橋委員、お願いします。

高橋委員 高橋です。

前回から比べて減少したものの中に草地が非常に大きいわけですが、それはこちらの資料ですと、かなり細かく出ていますが、どういう理由で、1カ所でどかっと減ったのかと思ったんですけども、思い出してこちらを見たら、かなり多くの場所で減っているんですけども、何か原因的なものは把握されていらっしゃいますか。

熊谷会長 事務局お願いします。

道とみどりの課長 事務局でございます。

減っている要因でございますけれども、かなり大きな割合を占めてございますのは、かつて日本テレビのゴルフガーデンというのが新宿6丁目にございました。その部分が従来は草地扱いになっていたものが、現在、都市機構が開発を計画してございますけれども、その部

分が更地になっていた。一部残っていた草についても造成の結果なくなっているということ、その部分が1つ大きく挙げられるかと思えます。

また、北新宿2丁目の放射6号線の道路予定地でございますけれども、従来は道路予定地の部分も住宅が建ってございまして、その部分、樹木があったわけでございますけれども、その部分が除外されているとか、あとは、大久保3丁目、ちょうど高田馬場から新大久保までの山手線沿いの東側にJRの大きな宿舎がございました。そちらについてもJRの方で売却して更地にしたということで、その部分が減った。そういった比較的大規模な開発予定地の部分がカウントされなくなったというのが大きな要因かと考えております。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、みどりの実態調査については以上で次に進めさせていただきますと思います。

◎新宿区民会議の提言について

熊谷会長 新宿区区民会議について事務局より、説明をお願いいたします。

道とみどりの課長 事務局です。

熊谷会長 よろしくをお願いいたします。

道とみどりの課長 それでは、新宿区民会議について御報告申し上げます。お手元の資料3を御参照いただければと存じます。

現在、区では新しい基本構想、または基本計画、都市マスタープラン、これら3つの策定を行っているところでございます。基本構想は区の将来像、あるいは基本的な理念を示すものでございまして、基本計画はその基本構想を実現するために区の基本目標でございまして、施策の方向性を体系的に示すものでございます。また、都市マスタープランにつきましては、主にハード面のまちづくりの将来像とその実現に至る道筋を示すものでございます。

新宿区民会議と申しますのは、基本構想、基本計画、都市マスタープランの策定の初期の段階から区民の方との協働によりまして、協働と参画を目的に立ち上げたものでございます。376名という大勢の区民の方が昨年平成17年の6月から今年の6月まで1カ年にわたりまして、6つの分科会に分かれまして、構想や計画に盛り込むべき内容について検討を行ってございます。

6つの分科会と申しますのが、1つは子育て、教育、青少年、また第2分科会としましては、健康、高齢、障害、介護。第3分科会につきましては、まちづくりですとか防災、景観

について。第4分科会におきましては、みどりですとか、環境、リサイクルについて。第5分科会は産業、文化、観光。第6分科会につきましては、コミュニティとか自治制度、協働・参画や多文化共生というようなところを所掌して御議論いただいたところでございます。

その中で、いろいろ御議論していただいたものを提言書として区長に提出いただいております。それがこちらにお配りしてございますこの冊子でございます。主な、この提言書の中には、非常に多くの内容がございまして、みどりについてもたくさんの御提言をちょうだいしてございます。この資料の3にございますけれども、この1ページ目を繰っていただきまして、A3の表、これが主に概要をまとめたものでございますけれども、この中には一番、表の上でございますように、例えば「区民の森」の育成というようなことがございます。また、表の3つ目のところの2番では、「新宿の“森”の再生」でございまして、4番、「玉川上水の復活」、こういうようなものが挙げられているところでございます。これら、提言書にございます項目については、そのまま基本構想、基本計画、都市マスタープランに盛り込まれるということでは必ずしもないわけでございますけれども、区長の方からも、区長はこの提言書の内容については、最大限尊重するんだということを申しつけておまして、これに基づいて現在の基本構想、基本計画について検討しているところでございます。また、都市マスタープランについては、同様に御議論いただくわけでございますけれども、こちらについては都市計画審議会に現在、諮問がされてございます。基本構想については現在、基本構想審議会というところで御議論いただいているわけでございますけれども、こちらについては来年の2月に諮問に対する答申をいただきまして、来年の2月に広報で公表する予定でございます。

なお、ここにいらっしゃいます奥水副会長には区民会議をサポートしていただくという、学識経験者ということで、大変な御尽力をちょうだいしてございます。ここの場をかりまして、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、御報告にかえさせていただきます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御意見や御質問がございましたらどうぞお願いをいたします。

奥水副会長、何かいろいろ御尽力いただいたということでございますが、補足することございましたら、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

奥水副会長 提言書をごらんになっておわかりのように大変分厚いものでして、中身も豊かな

内容です。大変な内容で、とても簡単には読み切れないものですが、今、これをもとに基本構想、基本計画を策定している最中で、先ほど御報告ありましたように、来年の2月ごろに1つのまとめの形をつくらうという作業が精力的に行われているわけですが、自分が参加をさせていただいて言うのはおかしいんですけども、確かに300余名という、大変な区民の方が精力的に参加をされて、立派な提言書をつくられましたし、また、今基本計画、基本構想をつくっているわけですが、やはり新宿区民全体の数からすれば300名ですから、一部の意見ということになると思うんですね。ですから、こういう立派な提言書がありますから、これを最大限生かすというのは、これは当然のことではありますけれども、でもやはり一部の意見でありますから、全部は取り入れることもできないでしょうし、また抜けているものもあるんだということで少し冷静に見ていく必要があるかなというふうに思います。

それから、項目等を見ますと、大変おもしろい項目がありますし、また基本構想の作業の中でもいろいろな新しい提案なり、そういうものが盛り込まれているんですけども、内容的に見ると、少し重きの置き方が必ずしもバランスがとれているとも限らないなというふうな印象を持ちました。これ、後でお話があると思いますけれども、今回の基本構想、基本計画は、都市マスに反映させるということが1つの眼目になっている。大変いいことだと思っておりますけれども、基本構想、基本計画というのは、別に都市マスだけではなくて、実は教育福祉、さまざまなものの根幹をなす計画ですから、都市マスだけに反映させるということでは決してないわけですし、ほかの計画とも密接なかわりを持っているわけです。そういう意味では、みどりの基本計画とも関係が強いわけですから、これも後でお話があると思いますけれども、基本計画を今回見直すということですから、基本構想、基本計画とみどりの基本計画のつながりをどうつけるかというあたりもやはりとても大事になってくると思いますが、作業のプロセスを見ますと、少しその辺のつながりがどの辺で調整するのかという部分がまだ見えていない部分があるものですから、事務局の方で今、精力的に行われているさまざまな計画づくりとみどりの問題どうするかというのをきちんと見据えながら進めていただければというふうに思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問なり御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。報告事項につきましては以上でございます。

◎保護樹林等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは次に、審議に移ります。

まず最初は、保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

道とみどりの課長 事務局です。

熊谷会長 お願いいたします。

道とみどりの課長 それでは、保護樹木の指定及び解除について、資料4に基づき御説明をいたします。

保護樹木の指定解除につきましては、本日のみどりの推進審議会の御審議をいただいた後に指定及び解除をすることが原則でございます。これから御審議いただきます保護樹木と保護生垣の指定につきましては、審議を経た後に指定の可否を決定したいと考えてございます。しかしながら、今回保護樹木の指定解除につきましては、一部申し出の方の事情により、やむを得ず、保護樹木の指定解除を決定、この本日の審議会の前に解除を決定いたしました。その辺につきましては、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

それでは、担当の職員より映像を交えまして御説明をさせていただきます。申しわけございません、照明を少し落とさせていただきますけれども、よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。担当の飯岡と申します。よろしくをお願いいたします。

資料4にすべてまとめてございます。そちらに沿って説明させていただきます。

まずは、保護樹木等の指定についてでございます。保護樹木の指定同意書が提出されているのが5件、9本ございます。今回、生垣、樹林についてはございません。それでは、順番に参ります。

1番目は河田町のプラタナスでございます。追加指定でございますが、正確に言いますと、解除の部分で御説明いたしますけれども、保護樹木でありましたサクラが1本枯れてしまったために、そのかわりに敷地内にある、こちらはサクラでなくてプラタナスなんです、指定してほしいということでお話があったものでございます。

2番目が下落合二丁目のキンモクセイでございます。写真を見ていただくとおわかりだと思いますが、右の方の下に人間の形があると思うんですけれども、人間よりもはるかに大きい、2階の屋根よりも高いキンモクセイでございます。下落合二丁目のみどりがある場所で

はありますけれども、こちらの方の近所ではかなりマンションになったりとか、みどりが減ってきているということで、ぜひ指定していただきたいということでお話があったものでございます。

3番目は、下落合三丁目のイチョウでございます。こちらは、近所から落葉の苦情でかなり肩身の狭い思いをしているということでございますが、一応保護樹木にさせていただいて、守っていききたいというようなお話でございました。

4番目が袋町のスダジイでございます。売りに出ている物件を購入したところ、この木があって、保護樹木にならないかということでお話があったものでございます。

5番目が5本ございますが、現在工事中なので、ちょっとわかりにくいかと思っておりますけれども、右と左の写真で合わせて5本ございます。こちらは、開発によるマンション計画がありまして、地域住民の方の保存運動と、区からの働きかけにより、もともと7本あったうち、5本が残ることになりました。区との協定に基づきまして、保護樹木に指定するということがあります。現在、工事中であります。一応指定の申請が出てございます。

続きまして、保護樹木等の指定解除について御説明させていただきます。

まずは、既に指定解除を行った保護樹木でございます。8件8本でございます。

1番目は新宿五丁目のイチョウでございます。こちらは、写真では何かサクラが植わっているんですけども、区にお話があったときには、もう危ないので切ってしまったということでかわりにサクラを植えてございました。

2番目は河田町の、先ほどお話ししましたサクラでございます。こちらが枯れてしまったために最初にお話ししたプラタナスを指定してほしいというお話があったものでございます。

3番目は北町のケヤキでございます。こちらは、ひとり暮らしでありました所有者の方が長期に入院されておりまして、成年後見人の方から維持管理ができないというようなお話があったものでございます。これについては枯れたということではないのですが、やむを得ないということで解除いたしました。

こちらは、中落合一丁目のエノキでございます。ごらんになれるかと思っておりますけれども、サルノコシカケ状のキノコがもう既に生えてしまっていて、完全に枯れた状態でございます。

5番目は信濃町のヒマラヤスギでございます。こちらもちょうと写真写りがよくないんですが、完全に枯れてしまっていて、ちょうど台風シーズンの中でありましたので、危ないので今すぐにも切りたいという話でございますので、やむを得ず解除いたしました。

こちらは中落合四丁目のサクラでございますが、かなり樹勢が弱ってきていて、どんどん

枯れてきてしまっていて、今はちょっとサクラかどうかわからないような状態で、これも解除いたしました。

7番目といたしまして、新宿六丁目のサクラでございます。こちらについてももう既に枯れてしまっていて、今にも倒れそうな状況でございました。これについても至急に切りたいということで解除いたしました。

8番目は弁天町のスダジイでございます。これも完全に枯れた状態でございます。

次に、解除申請が提出されたものでございます。1件ですが、12本でございます。こちらは中落合二丁目でございますが、全体が写真で見ますと、奥の木がうっそうとした部分がある場所です。全体が保護樹林の指定を受けており、保護生垣の指定もあります。今回、それぞれについても同時に解除申請が提出されております。

生垣の部分等ごらんになれるかと思いますが、あとちょっとよくわからないんですが、右の写真の右側の部分が家屋といいますか、建物がある部分なんですが、何分にも木がやぶ状に茂っておりますので。こういう状況でございます。こちらにつきましては、所有者の方がお亡くなりになって相続が発生したということで、相続税の支払いのためには土地を売却しなければ払えないということで、相続人の方から申し出がございました。

こちらは、次に、既に指定解除した保護生垣でございます。3件、40メートルでございます。1番目は高田馬場四丁目のサザンカの生垣でございます。こちらは、今、車がとまっておりますが、こちらの部分が私道でございまして、こちらを廃止して、全体の土地とあわせて建物を建てるような計画があるということで、解除申請が出されました。

こちらは矢来町のサンゴジュでございます。建築物が老朽化して建てかえるということでございますが、生垣部分を要するにとらないと建てかえができないということで、解除申請が出されました。

こちらは市谷砂土原町のカイズカイブキでございます。こちらについても建築物を撤去するというので、建築物と生垣部分がほぼ一体になってございまして、どうしても一度取る必要があるということで解除申請が出されたものでございます。

こちら、解除申請が提出された保護生垣、先ほどと重複いたしますけれども、中落合二丁目の樹種はマサキでございます。

以上でございますが、本日、御説明いたしました保護樹木及び保護生垣等を御承認いただけますと、前回の審議会のときに御報告した数量と比べまして、保護樹木の総数が11本少なくなりまして、1,012本に、保護樹林の面積が1,551平方メートル減って、9万618平方メー

トルに、保護生垣の総延長が84メートル減少いたしまして、1,231メートルになります。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの保護樹木の指定及び解除について御質問、御意見ありましたら、どうぞお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

小林委員 小林でございます。

1点だけ教えていただきたいと思います。木が枯れてしまって死んだというのが何件かあるわけでありましてけれども、これは自然死なんのでしょうか、それとも害虫等で葉がやられてしまって枯れてしまったのでしょうか。

熊谷会長 事務局、わかる範囲でお願いいたしたいと思います。

事務局 それではお答えいたします。

それぞれ理由はあるかと思えます。私どものところにお話があった段階で、既に枯れてしまっていたもので、状況から、要するに病気か、条件が悪くて枯れたあるいは寿命じゃないですけども、それで枯れた。判断が恐らくそうであろうと思われるのと、ちょっと判断がつかないというのがございまして、一概に全部病気ですよとか、環境が悪いからというふうに言い切れないところがございました。

すみません、お答えになっていないかもしれないんですけども。

熊谷会長 何か枯死してからの報告といたしますか、解除申請だということ。

小林委員 私はやはり目的があって大事だから指定したと思うんですね。そうすると指定したからもういいんだというんじゃないくて、指定したからにはみどり率を保持するために、やはりその後のフォローというのも大事ではないかと思うんです。

例えば、私の住んでいる近くで、ケヤキ並木があったんですけども、葉に虫がついてしまって、枯れたり、随分傷むんですね。夏においても葉がすけすけになっちゃうんです。ですから、そういうのを見ていると、木でも生き物ですから、ちょっとかわいそうだなと思ったり、もう少し何か考えてあげた方がいいのかなと、そのように思うことがあるんです。そのため、言いたいのは、指定しっ放しではなくて、ある程度そういう情報がもしあれば、早く入れば、その辺の対応というのも少しはすべきではないかなと、こういうふうに思います。

以上であります。

熊谷会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

道とみどりの課長 事務局です。

ありがとうございます。私どももせっかく指定した木が枯れてしまうということは非常に残念でございます。そういったこともございまして、これは最近、今年度からでございますけれども、保護樹木については、所有者の方からお申し出があれば、専門家の診断等、またその後の対応などのアドバイスもできるような制度にしております。ただなかなか、まだその辺がよく所有者の方に、保護樹木の更新とか手続の際に書類は一緒にお届けしているわけでございますけれども、まだもう一つ浸透が弱い部分もあるかと存じますので、今後そういった部分の周知と制度の拡充に向けては、さらに検討してまいりたいというふうに考えてございます。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

北村委員 北村でございます。

保護樹林に関してなんですが、前回の審議会のときにも後の方でちょっと申し上げた点でありますけれども、保護樹林の制度そのものを知らない方が大勢いらっしゃるということと、それから、保護樹林に指定されてももうほとんどそのままほっておいて何もしていないと、今小林さんがおっしゃったようなこともありますと、もうちょっと保護樹林に対する規制を厳しくするべきだと思うんです。

例えば、ロンドンなんかでは、自分の家の庭でも保護樹林に指定というようなことがなくても勝手に切ることができない。これは必ずカウンスルの認可を受けないことには木1本切れないというような厳しい規制があります。日本の場合は自分の家の庭に生えている木であれば、いつでも切ってしまうということが可能であるわけですが、樹木というのは現在の考え方で言えば、これは個人の所有である前に、社会なり公共の共有の所用物であるという認識をすべきであって、そうすれば、簡単に切ってはいけないというむしろ強制的な保護樹林指定というものをそろそろ考えていい時期ではないかと思えます。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

この点についても今後また議論をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いたいと思えます。

ほかにございますでしょうか。

吉川委員 ただいま御意見ごもっともでございます。私、有志で新宿区内の保護樹木ですか、見て歩こうということで、4日間ばかりほとんど全域、何百本という、十五、六人集まりまして、歩きましたが、そのとき一番、個人的な情報もございますので、個別的にお宅へ訪問するということではできませんでございますが、ただそのおうちの生垣の前、見学に十五、六人、おっさんたち、おばちゃんたちおりますと、何でしょうかと聞かれまして、いや実はこういうわけで、保護樹木を参考のためにみどりが好きな人たちが集まって見学しているんですがと言ったら、それはご苦労さま、ぜひ見ていただきたいというお宅もございまして、そういう方はそういう心安い方々なので、お話しさせていただきましたが、やはり一番、お話を聞いて苦労なさっているというのは、大体お年寄りが多いんですね、保護樹木。木を大変援助していただいて助かっているんだけど、日ごろの手入れ、特に落ち葉ですね。落ち葉が非常に困って自分のうちの庭にだけ落ち葉は落ちないので、御近所に御迷惑するんだけど、もう私たちも年をとってきて、なかなか御迷惑しないということができかねて、大変御近所に心苦しいんだけどということで、そういう結構、二、三御質問されたうちが多いので、そういうことで費用のほかに何かもしお許しいただけるおうちならば、そういった落ち葉の清掃とか、そういった面のお手伝いができるあれがあれば、大変そういった方々も助かるんじゃないかなという気がいたしたんでございますけれども、もし機会があったら、そういう点お聞きしたいかなと思っていたんですが、もしよろしければお話、お聞きしたいと思います。

熊谷会長 いかがでしょうか。事務局、お願いします。

道とみどりの課長 今、委員のお話のように、私も保護樹木に必ずしも限らないわけでございますけれども、屋敷の中に木をお持ちの方、特にやはり落ち葉の問題ですね。相当大変だというお話は現場を回りますと、常々うかがっているところでございます。特に落葉樹につきましては、毎日大きなごみ袋3杯分くらいの落ち葉が出て、それを掃けども掃けども毎日続くんだと。その労力が厳しいというようなお話もちょうだいしてございます。場所によっては私どもの職員もそういう部分でお手伝いをする箇所はございますけれども、何分区内全域ということになりますと、区の職員だけで対応するというのは到底できない話でございますので、そういった中、今御指摘のありましたように、地域の方の何かそういった協力が得られるのであれば、そういったものを積極的に活用したいと考えてございますし、そういうお申し出があるというのは大変ありがたいことというふうに考えてございます。

熊谷会長 いかがでしょうか。

どうぞ。近藤委員、お願いいたします。

近藤委員 今、そちらの方がおっしゃった御意見なんですけれども、それ、とてもいい御意見だと思ったんですけれども、そういうことがもし可能だったら、ここで指定解除した保護樹木というところに何か、所有者が長期入院のために維持管理困難という、ほかにも理由があったんでしょうけれども、この場合、これだけじゃないだろうと思うんですけれども、本当にこれだけだったら解除しないでも、もしあの方のようなことが可能だったら、保護解除が避けられたかなとちょっと思ったんですけれども。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の点、実は私の家の隣の家で、非常に残念に思っているんですけれども、お話ができません。つまりお一人で高齢でお住いで、突然倒れられて、ずっと入院されておられます。身内の方がいらっしゃらないものですから、次を受け継がれる方がいなくて、その土地の管理を全く別な場所にいる方がしなければならないということなものですから、御近所様に迷惑がかかるということで、解除申請をされたらしいんです。非常に大きな木ですから、結果的には根元付近から切ってしまうたんですね、解除を受けた後に。

ですから、その辺も今、皆さんおっしゃっているように、解除に際して、あるいは場合によっては樹勢が衰えた場合に保護樹木ならできる限りの手当てを区がお手伝いする、また、一生懸命維持して地域のみどりを保護しているのに、それを地域の皆さんから迷惑だと言われるのは、非常にこれは御本人にとってもつらいと思いますので、そこについては事務局でも言われたように、できればその辺の清掃を区がするなり、金銭的に補助をするなり、あるいは地域のボランティアの方をお願いするなり、そういうことを積極的にしなければならない時期に来たかなというふうに思います。

それから、建築に際してもできるだけ残していこうとして保護樹木としてヒマラヤスギを申請いただきました。これは新しいことだと思います。一方で相続のためにはどうしても切らないと土地が売れないということもございます。土地に対する評価が日本の場合、樹木つきというのはかえって価値が下がる、更地じゃないと売れないこともございまして、これは区のレベルではどうにもならない部分がありますので、もう少し国のレベルで手当てをする必要があります。また、購入する側が、樹木の保全を考えた上で土地を購入して、できる限りそれを切らずに開発行為を行うというようなことを多分これから考えていかなきゃならないかなという時期に来ているんだと思いますね。ですから、新宿区において、みどりをどう

していくかということは、ある意味では日本の将来を担っているようなところでございますので、ぜひ委員の方々にも御意見をいただいて、これから少しでもよい方向にというふうにと考えていけたらと思っておりますので。

この保護樹木等の指定及び解除の、この議題については、いかがでしょうか。原案どおりでお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

奥水副会長 今の会長の発言を受けて、少しきめ細かくやはり検討する時期に来ているんじゃないかと思うんですね。やっぱり区ですから、区のみどり行政ですから、地べた、地元にもっと密着したきめ細かな対策を考えていく、もう区以外に考えるところはないですね。国とか都とはそういう地元の方の政策打ち出せませんから、やっぱり区がやるべき話がいっぱいあるんですね、都や国ができない話が。

例えば、管理が難しくなって、だんだん木が弱ってきて枯れてしまう。そういうことが起こるんですね。もう指定解除申請予備軍がいっぱい転がっているわけですよ。それに対してやっぱりどうするかということをおあらかじめもっと前もって対策を立てなきゃいけない。

例えば、落ち葉の問題出ましたけれども、ボランティアで一生懸命掃きましょう、大変結構なんですけれども、これにも限界があるんですね。ですから、例えば、機械で吸い取って、その場で砕いてしまう簡単な小さな機械があるんですね。10分の1くらいのかさになる。そうしますと、こうやってきめ細かくするものを持って行って、さっと吸い取ってその場で細かくして袋詰めになっちゃうとか、そういう機械が既にありますから、そういうものをできるだけボランティアの方の近くにそういうものを置いていただいて、そして毎日のようにそれを使ってやるとか、そういうきめ細かな対策が必要で、その機械を買うぐらいのお金だったら区が何か緑化基金から少し補てんするとかいうことは可能だろうと思うんですね。そういう話になっているんじゃないかと思うんですね。

それから、建てかえで保護生垣が邪魔だから、もちろん樹木も邪魔だからという話があります。そうすると、これはやっぱり建てかえのときにも緑化計画書みたいなものを出してもらうと。その保護生垣を一たんどここに置いておいてまたもとに戻すとか、生垣を生かす計画をできるだけ考えてもらうべきチャンスにするというふうなことも必要で、新築のときの確認申請で緑化計画を出す、これももう既にやっているわけですけども、建てかえとか建

で増しとかちょっとした工事のときに引っかかる問題をできるだけきめ細かく対応できるような仕組みを考える。

相続の問題についてはこれはとても大変で、なかなかアイデアがないんですけれども、物納ではなくて、売ってしまう場合には、会長が言われたように、購入者が一体どういうアイデアを持っているのか、構想段階できちとした計画案にはなっていないかもしれませんが、樹木を生かした計画を出してもらいたいような仕掛けをつくる。

それから、それが難しければ、区の方で、この木を残した、例えばこういうマンション計画の方が実は資産価値が上がってそっちの方がいいでしょうというようなことを少しスタディーして、それを購入者に示すとか、そうすれば少し考え直してもらえるかなということがあるので、それを購入者に全面お任せして、何とか考えてくださいよという段階ではもはやない、そういうふうには私は思うんですね。むしろ、区の方で樹木を生かした計画の方がいいでしょう。そういう事例は区がやっているわけではないんですけれども、23区内では樹木を生かしたマンション計画がそれがむしろ話題になって売れているという物件がいっぱいあるわけですね。ですから、少し区が、簡単なスタディーでいいと思いますから、樹木を生かした物件の方が価値が高いんだというようなことを実際に示してやるというぐらいの手伝いをしてもいいのかなというふうに思いますね。

熊谷会長 ありがとうございます。大変いい御意見で、やはりみどりの推進審議会もそろそろ今まで以上に頑張らないといけないかなという、そういう時期に参ったように思いますので、どうぞ、委員の方々、よろしく願いいたします。

吉川委員、どうぞ。

吉川委員 よろしいでございませうか。

今、大変有意義なお話を聞いて、私にもやはり先ほどお話ししましたとおり、みどりが大好きで仲間がおりますので、そういう仲間でも落ち葉をごみにしてしまうのは大変もったいないということで、この落ち葉をリサイクルしてまた自然に還元して、還元したことをまた今年みどりの好きな人に御利用いただけたらという趣旨で、やはり十五、六名集まって、新宿御苑の周り、結構落ち葉が多いので、あそこら辺の町会長さんにお頼みして落ち葉を集めていたら、そのほかのところもございませうが、まとまったところはそういうところで、ただ一番困るのは、落ち葉を集積場所が区の御了解をいただいて、ひとつ公園を隅の方をお断りしてお借りして、そこに集積して日曜日等集まって、落ち葉を切り返して、大体ことし、11月に、去年の12月から落ち葉を集めまして、切り返し等をして11月に腐葉土ができ上がりま

して、希望なさる方に、大体140名ぐらいの方、出張所等借りまして、ポスター等を出させていただけたら来られて、これは当然奉仕活動でやっておりますので、全部無料ということで、お喜びいただいたんですが、ただ1つ、ことしも続けるかどうか大変瀬戸際になっているのですが、なぜかという、今まで何とかそういう落ち葉を集めて運ぶ方法、車をいろいろお頼みして協力してくださる方、チャーターしていただいてやってきたのですが、何せごみですので、落ち葉ですので、その車がまた普通の自家用車じゃできませんので、商売に御使用になるので、そういうこと等あって、その運搬方法について大変困っております、何とか一、二回なら運送してくださるとい、それが区役所の中のあるポジションの中でお頼みしてやってくださるとい快諾いただいたので、何とかできたらことしも続けたいなと思っております、その運搬方法がいつも困っているんですね。落ち葉、御近所の方にお頼みしてもてんでんばらばらと、ごみとしてあれします、1カ所に集積して、それをリサイクルにする場所まで運搬する方法が困っておるので、もしそうするという事は、御近所の方も大変落ち葉のあれで助かると思いますが、また落ち葉の利用方法として、リサイクルという形でまた自然に戻す、腐葉土にする、愛好家の方はそれを無料で御配布してみどりをつくるために利用していただくいいシステムができ上がりつつあるのですが、その運搬方法で困っておりますので、もしこちらの部署で御相談に行ったとき運搬についてお話に乗っていただければ大変助かるなという気がいたしたんでございますが、そういう点についてはいかがでございますでしょうか。

熊谷会長 いかがですか、事務局。今、もしお答えできるのであれば。

道とみどりの課長 私どものところだけでなく、区の環境土木部の車両もございますので、頻度にもよりますけれども、どのくらいのペースということももちろんございますけれども、その辺についてはまた御相談をさせていただければと思います。

熊谷会長 課長、なかなか立場上、言いにくいようではございますけれども、積極的に協力をさせていただきたいということでございますので、ありがとうございます。

吉川委員 ありがとうございます、助かります。

熊谷会長 時間が余りありませんので、このぐらいにさせていただきますけれども、一言だけ、吉川委員が保護樹木を見てお歩きになったというのは、本来この審議会でするようなことをやっていただいてありがとうございます。実は今、1,012本ですから、一番私が危惧しているのは、1,000本を割ったらどうしようかと思っております。それにはやはり実際死守していただいている方や保護樹木そのものを、地区をある程度区切りながら巡回して、それで

地域の方々が審議会が本気になって区を挙げて守っているんだということをむしろ御本人よりも地域の人にわかっていただくというようなこと、これもできることですから、ぜひやっていかなければいけないことだと思います。きょうは大変いいアイデアを伺いましたので、今後のみどりの基本計画の中でも御審議いただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

◎みどりの基本計画の改定について

熊谷会長 続きまして、2番目の審議事項でありますみどりの基本計画の改定について、事務局より説明を願います。

道とみどりの課長 事務局です。

それでは、みどりの基本計画の改定につきまして、御説明を申し上げます。

現在のみどりの基本計画につきましては、みどりに関する総合計画として都市緑地保全法に基づいて平成10年の9月に策定したものでございます。計画の策定に当たりましては、当時のみどりの推進審議会におきまして、目標数値、施策の内容等を審議していただきました。まちも人もいきいき・みどりのアクション25というタイトルなどをお決めいただいて策定した経緯がございます。

次に、改定の理由でございますけれども、今回改訂する理由は主に3つございます。

1つ目は、現行の計画が当面の目標期間を策定後の10年間、つまり平成20年の9月と定められてございまして、また新たな目標を設定する必要があるためでございます。

2つ目の理由といたしましては、現在策定中でございます新宿区の基本構想、基本計画及び都市マスタープラン並びに改正されました都市緑地法や景観法など新たな法令に対応した緑化推進施策を確立する必要があるということがございます。

3つ目は、地球環境問題への意識の高まり、あるいはNPO法人でございますとかボランティア活動の活性化など、みどりを取り巻く社会情勢というのは大きく変化してございます。そのため、新たな視点に立った施策の立案が必要であるということから改定をしたいというふうに考えているものでございます。

改定の内容でございますけれども、今回の改定に際しましては、計画の目標、計画の方針、施策の内容など見直しを行う予定でございます。ただ、これらについて全く新しい計画を新たに策定するというのではなくて、現在の計画をベースといたしまして、施策内容の充実を図っていききたいというふうに考えてございます。

しかしながら、私ども新宿の区長の方からも指示がございまして、今回の基本計画に当たっては、メッセージ性のあるものに、メッセージ性のある骨太の計画にしてほしいというような指示がございました。そうしたことを踏まえた上で、計画の骨格を形成しますアクションプログラムでございますとか、そういったアイデアボックスというような枠組みをある程度利用してこれらを充実させていきたいなというふうに考えているところでございます。

具体的に申しますと、先ほど御説明いたしました区民会議の提言にございますような「区民の森」でございますとか、「新宿の“森”の再生」、あるいは「玉川上水の復活」などといったものにつきましても基本計画や都市マスタープランに盛り込まれてくるというふうに考えてございますので、これを実現するための方策が新たな内容として入ってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

改定の期間でございますけれども、平成20年の9月、再来年の9月を策定の期限といたしまして、進行に当たりましては、本審議会に適宜進捗状況等を報告した上で、その内容について御審議していただければと考えてございます。

また、目標の設定とか計画の骨格となる事項については、この審議会で御決定いただければというふうに考えているところでございます。

改定の方法でございますけれども、現在のみどりの基本計画につきましては、今回の理念がございまして、実効性の高い計画を職員が主体となつてつくるんだということが今回の現行の計画の理念でございます。一般的にはこういった行政計画策定する際には外部コンサルタントに委託するというのが一般的なんですけれども、こうした職員がみずからというところが理念にございましたので、外部委託をしてございません。これにつきましては、今回もこうしたものを踏襲したいというふうに考えてございます。実際に、実務に携わっている人間が現場の声をくみ入れて、それを重視してつくっていく必要があるというふうに考えさせていただきますので、今回につきましても職員が中心になって進めていきたいというふうに考えてございます。

実質的な検討や作業につきましては、庁内にみどりの基本計画改定部会、これは区のみどりとか公園とか街路樹、あるいは都市計画に携わっている職員で構成する予定でありますけれども、現在この準備会といたしまして、現行計画の進捗状況でございますとか達成度について検証の作業の準備を進めているところでございます。

本日は委員の皆様方に御審議いただきたい項目の1つといたしましては、改定の進め方でございます。資料の5、こちら、A4の縦長のスケジュール、ごらんになっていただければ

と思います。

改定の流れといたしましては、現行計画の検証、その後、課題の抽出、計画の見直し、みどりの基本計画の改定と素案の策定、それでパブリックコメントなどを受けて、その修正が必要なものは修正するというところでございまして、平成20年の9月までに改定作業を終了して公表したいと考えてございます。この間、庁内組織の改定部会が主体となって改定案を策定いたしまして、これを逐次本みどりの推進審議会に御報告申し上げて、皆様方からの意見をちょうだいしながら、それを反映させたいというふうに考えてございます。また、数値目標の設定とか、特に重要な部分についてはその都度御審議をしていただく予定でございまして。

従いまして、平成19年度の本審議会の開催でございましてけれども、通常年2回というところでございまして、3回を予定してございます。このみどりの基本計画の改定のスケジュールについてまずは御審議をちょうだいしたいと思います。

次に、これから1年以上かけてみどりの基本計画の改定作業に取り組むわけでございましてけれども、これに先立ちまして、改定に関して、全般についての御意見でございましてとか、盛り込むべき要望などをちょうだいできればというふうに考えてございます。前回の計画などでも策定に当たっての方向性とかキーワードのようなものをちょうだいしたというふうに聞いてございますので、今回につきましても方向性ですとか、何かキーワードのようなものを御提案いただければというふうに考えてございます。ちなみに、現行の計画の際は、協働でございましてとか実効性の重視というようなことがキーワードとして掲げられたというふうに伺ってございます。今回、資料といたしまして、みどりの基本計画の概要版、このアクション25の概要版でございましてとか、実績をまとめたもの、資料7に配付してございますので、これも参考によろしくお願いたしたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

熊谷会長 みどりの基本計画は、新宿区のみどり行政の憲法でもあると言えると思います。その意味で今回の改定に大きくかかわるみどりの推進審議会、本委員会の位置づけも極めて大きなものであるかというふうに思います。

まず初めに新宿区みどりの基本計画の改定の進め方について御質問や御意見がありましたらお受けしたいと思います。

どうぞ。

小林委員 小林です。

今、スケジュール等について御説明があったんですけれども、このスケジュール（案）を見ますと、期間、内容等、非常に盛りだくさん、また検討しなくちゃいけないことがあるよ

うに思います。そういう中において、この審議会の中で作業部会等を設けるということをお考えでしょうか。

熊谷会長 事務局、いかがでしょうか。

道とみどりの課長 現在、そういったいわゆる作業部分については、職員の方がかなり汗をかかせていただいて、つくらせていただくという予定でございます。したがって、その情報をできる限り正確に、詳細にわたって審議会にお示しをして、その上で御意見をちょうだいできればと考えてございますので、現在のところ作業部会を設置するということまでは考えてございませんでした。

熊谷会長 小林委員、いかがでしょうか。

小林委員 それでは、やはり作業部会を設けなくて、職員のみと、こういうお話でした。つきましては、なるべく意見がまとまった段階で、そういう情報というのは早目に提供していただいて、審議会の委員さんの意見を聞いて、それでまとめるということをお願いしておきます。

道とみどりの課長 情報の提供ということでこちらの案をいかにしてお知らせするかということでございます。今回、審議会年に3回程度予定ということでございますので、当然その合間にもこちらの方で何か節目、節目で意見がまとまった際には資料をお送りするなりして、またその都度御意見がいただけるのであれば、いただけるような仕組みを考えたいというふうに思っております。

熊谷会長 ほかに何か進め方について。御質問というか、御意見だと思いますが、おありでしょうか。

北村委員 北村です。

計画の目標のaのところ、緑被の目標について、当面の目標として10年間で1%アップしますとあるので、ちょっと私、驚いたんですが、これは1年で0.1%、これが果たして目標と呼ぶに値するのでしょうか。これだったら、何もしなくても木は1年たったらかなり育ちますから、平面的な緑被率はともかく、立体的な緑被率だったら自然にカバーされていくわけですね。これでは余り意味がないので、このままいきますと、1世紀かけて10%ということで、これはもうほとんど失礼ですが、目標と呼ぶには値しないと私は思います。経済計画でも何でも目標というのは、0.1%アップなんていうのはインフレ計画でもない絶対あり得ないことで、これは前向きの計画ではなくて後ろ向きの計画、要するに何もしないよということと変わらないと私はっておりますが、事務局の方の御意見はいかがでしょうか。

道とみどりの課長 非常に厳しいお話でございます。ただ、この1%の緑被率というのは、どのぐらいに相当するかということでございます。中央公園が現在、約8.8ヘクタールあるんですね。これが約1個分ふえて約0.5%の上昇ということになります。したがって、1%の緑被率を上げるということは、中央公園2個分ぐらいのみどりを新たにつくらなければいけないということでございまして、現状確かに……。

そういうことだと、非常に厳しい部分かなというところは正直なところでございます。ただ、そうは言いながらも目標はある程度、何というんでしょうか。前向きな姿勢といいますか、高く持つ必要はあるとは思いますが、その一方で、達成できないような目標というのもまたいかなものかと思っておりますので、そういった部分については、正直申しまして、ここで御議論いただければというふうに考えてございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

北村委員が言われたように、対外的にも10年で1%、年に0.1%というのと、現在の低金利と同じようではほとんどゼロに近い状況です。今御指摘を受けたのは、前回の計画の目標が10年間で1%である。現状ではまだおよそ7年間たってもその1%はおろか、0.41%減ってしまっている。ですから、これはこういう実情をきちっと踏まえて、次の計画ではもう少し書き方を誤解のないように、つまりふやせるところでは3割、4割ふやすと、それとは別に減っていく部分を最小限、できればゼロにと、整理した方が分かりやすいと思っております。その辺も含めて御検討いただきたいと思っております。

たしか前回、この審議会もみどりの基本計画を実際に担当者が汗を流して作成するということには意味があるという御指摘もいただいて、それを忠実に守って、今後も続けられるということですので、これについては、この審議会としても御理解と、御支援をいただきたいと思っております。また、先ほど小林委員が言われたように、専門の委員の方々の御意見をできるだけ反映していけたらと思っておりますので、作業の進め方についてはその辺、十分検討させていただきたいと思っております。

この資料5の案を見ていただくとおわかりのように、通常は審議会は年2回、場合によっては1回とか、こういうようなスケジュールですが、平成19年については3回計画されているようですので、これは明らかにみどりの基本計画の改定にあわせてこの審議会も通常よりも回数をふやしてやるということでございますので、この中で、できるだけ審議会との情報のやりとりを頻繁にといいですか、密にしてやっていただけたらというふうに思います。また、会長としてもその辺も注意をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願

いたします。

それでは、この中身について、留意すべきことについて御意見を賜りたいということですが、ございますでしょうか。

道とみどりの課長 前は協働と実効性の重視ということでございました。

熊谷会長 先ほどの保護樹木のときの御議論でもおわかりだと思えますけれども、前回に比べると、大分いろいろな意味で状況もそれから、この審議会に対する期待も大きくなっていると思いますので、また先ほど事務局でちょっと説明されましたように、再選された、新しくまた4年間新宿を指導される区長も大変みどりについては公約まで立てておられるようで、力を入れておられるようですので、私どものこの委員会もそれなりにかなり、以前にも増して重い、果たすべき義務も高まったというふうに思っております。

小林委員、お願いいたします。

小林委員 小林ですけれども、このアクションプログラムを今、検討なさって、お話している、その中で1枚、2枚目の後ろに、みどりの質を高めるという表題なんですけれども、そこで防災を考えた安心のまちづくりとこういことを言われているんです。中身を見ていきますと、街路樹のことはあるんですが、私はやはり街路樹と公園を何か結びつけられないかなと思うんです。

特に言いたいのは、公園は震災時の避難場所に多くが指定されております。その公園が本当に安全でしょうか。私は非常に疑問を持っております。これは防災危機管理上、早急に検討しなくてはいけない中身ではないかと思うんです。

先ほど吉川先生が落ち葉のところで、落ち葉等を集めて公園に集積しましたと、こういうお話がありました。私はその集積の仕方が非常にまた問題ではないかと思うんです。その件についてはまた別途必要があればお話ししますが、当面言いたいのは、安全なことを考えるならば、やはり街路樹もそれから、公園もみどりを保ちつつ安全な木々、安全な場所でなければいけないと、こういうことを申し上げたいんです。その中で、この公園についても街路樹のほかにここで触れていただけたらと思って発言をいたしました。

熊谷会長 ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

道とみどりの課長 私どもも区内のみどりを守るためには、いわゆる公共的な施設のみどりというのは大事だと考えてございます。そういった中で当然街路樹、公園のみどりというのは大事にしなければいけませんし、また一方で今、小林委員御指摘のとおり、公園というのは、

規模の大小にもよりますけれども、避難場所、あるいはいつとき避難場所になるというようなことがございますので、そういった部分にも配慮しながら、街路樹の部分、公園の部分、そういった中の整備を含めてどういうふうにみどりを創出していくのか、そういうことについては今後の計画の中で盛り込んでまいりたいというふうに考えてございます。

熊谷会長 何か。どうぞ。土屋委員お願いいたします。

土屋委員 最近の新聞か何かで見たんですけれども、公園か何かで犯罪率が高くなっていて、結局、当初公園を設置したときに樹木があって、それが成長していくに従って陰ができてしまうと、そこでいろいろな犯罪が起きてしまうので、例えば切ってしまったたり、あるいはかなり剪定をしてしまったことによって、その犯罪が減ったという例があって、そういう動きが自治体か何かに1つの動きとしてあると。

あとは私の顕著な話なんですけれども、交差点の近くに樹木が立っていて街路樹なんですけれども、そちら側の角地が見えにくくさせて事故が多発しているということで、その角の木も伐採して、確かに見晴らしはよくなって、結果的にちょっと事故が減ったのかもしれない。

あと、やはり変質者みたいなのが出没するところか何かで、袋路のところそこでよくひそんでいるということで、そこも陰をつくっているということで伐採したという例があるんですけれども、ちょっと1つ、未消化の状態での話なんですけど、やはり都市生活が少しずつ変遷していく中で、樹木を単純に、例えば残すことも都市生活と自然というものの樹木の存続というテクニックというものが若干昔とか変わってきたのではないかなど。だから、今のちょっと進化した都市生活の中で樹木が残っていくのは、単に今までお話があった、例えば落ち葉を集めるとか、そういうような技術もあるわけなんですけれども、今の都市生活の中での安全性であったり、交通の進歩に伴う例えば眺望の確保であったり、そういった中から新しい自然を保持するための社会生活の中の例えば、科学性とかテクニックの進歩みたいなものをやっぱり1つの提言として盛り込まないと、お金を出すだけじゃない別の要因として自然が切られてしまうという部分もあると思いますので、ちょっとそこは1つの要素として組み込んでいただきたいなと思います。

熊谷会長 今の御意見も十分御検討させていただきたいと思います。

いわゆる公共空間のみどりと私有地、つまりいわゆる一般の御家庭のみどりに対してどうやってケアしていくかという話と、土屋委員が言われたように、安全とか、防災、安心、教育、環境を総合的に考えれば1本の樹木というのは非常に多様な価値を持っているわけです。

から、きちんと科学的な知識に基づいて管理し、育成していくということをもっときめ細やかにやらないといけないということだと思います。プライベートとパブリックな空間をはっきり分けずに、同じ条例、規則の中でやってしまうことに対するいろいろな矛盾が今出ています。そこをきちっと整理することも必要だというふうに私は思います。

いかがでしょうか。

高橋委員、いかがでしょうか。

高橋委員 先ほどもちょっとお話の中で小林委員でしたか、1%というのははっきり言うと言けないというお話だったんですけれども、逆に京都議定書じゃないですけれども、理想よりはるかに現代は毎年下がっているわけですね。それをプラスにもっていくことがたまたま1%という数字になってしまったんだろうというふうに、私は理解していたのでさっき発言はしなかったんですけれども、しかし、やはり目標をもうちょっと高いところに置いて、夢物語ではいけませんけれども、数字的にはやっぱりもうちょっと上かなということを考えさせていただきたいなと思います。

それから、資料5のところに出てくる計画スケジュールの中で、みどりの基本計画の改定というところの黒丸のところですが、「7つの都市の森」と「区民の森」というのがちょっと私には理解できませんが、上の4つは玉川上水から新宿花いっぱい運動まではどちらかという夢を売る部分があって、芦屋の六麓荘みたいに理想的にはいかないでしょうけれども、新宿って全然みどりのことなんて考えていないと思っていた町なのに、こんなにみどりを大切にしているんだとか、こんなにうまいみどりと安全とか安心とか、生活とかというのを結びつけているんだという、他の地域から他の都道府県からうらやましがられるようなことにもっていけないかなと。

一番最初に職員の方々がまず取り組まれるというお話があったので、そこで私は安心して後のところ、お任せしてもいいかなと思っていて、我々は何かのときにお手伝いするだけでいいかなと思いましたけれども、やはり、基本計画改定の黄色い部分のところは区民の方々、それから委員の方々ともう一回ちょっと練り直した方がいいのではないかなという気がいたします。私は夢を追うのが好きですけれども、やはり現時点では先ほどからもお話に出た安心とか、安全とかということまでみどりに負わされてしまう世の中になってしまったわけですね。ですから、2つの面がある、簡単に言うと2つの面があるということで、新宿というにぎやかなとか、非常に人間っぽい町と、なおかつだからこそみどりが大事だということの両にらみでやらないといけないという難しさを、区の方々はよく御存じだということが

わかりましたけれども、一般の区民の方々にもそれをぜひいろいろな形で周知していただきたいと。

それから、吉川委員のおっしゃったように、やっぱり地域の方々が活動するというのも大事だと思いますし、私は細工町といって牛込なんですけど、たまたま熱心なボランティアの方がいらっしゃるんで、その方々のお手伝いをするという形で町の中を歩いたり、公園に行ったりしてお話をしますと、すると、やっぱりこんな新宿にあったのというようなことで、そこから新宿区に対しての期待と、それからみどりとか自然に対する評価というのが育っていくんじゃないかと思っておりますので、これは委員の方々いろいろいらっしゃいますけれども、ボランティア的にそういうのをやってもいいという方がほかにもいらっしゃると思うので、そういうふうに進めていただきたいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

どうぞ、興水副会長お願いします。

興水副会長 いろいろな御意見を伺って思うんですけども、みどりにはやっぱりプラスの部分とマイナスの部分というのがどうしてもあるわけですね。ですから、そういうプラスの部分、マイナスの部分をどう考えてどうすればいいのかというのをやっぱり区民の意識がそれを支えているんだろうと思うんですね。ですから、新宿区のみどりの現状は区民の意識が支えているんだと思うんですね。嫌だという人も中にはいるわけですし、みどりが嫌だという人もいるわけですし、もっと欲しいという人もいるわけですね。現状は区民の意識が支えている、じゃ、その現状は何かといいますと、17%の緑被率なんです。これは23区の中でも平均値以下なんですよね、これ。平均値以下なんです、これは。そういうことの実態を区民がどこまで知っているか。それでいいんだというのも区民の意識だと思うんです。いや、足りないんだと思うのも区民の意識だと思う。しかし、実態を知っている区民がどれだけいるか、17%が平均値以下だということを、ほとんど実態が知られていない。それは区民に対するいろいろなアンケートを見ても新宿区についてどう思いますかというアンケートをすると、そこそこいい環境、いいと思っている、住み続けたいと思っているという意見が圧倒的に多いんですね。圧倒的というのはちょっと正確ではないんですけども、1位なんです。ですから、区民意識というのはそういうものなんです。割と能天気です。現状肯定型です。それを克服してふやしていこうというのは、相当努力をしないと区民の支持、支援が得られないという現状もやっぱり我々が見なきゃいけないし、行政の方は日々それを感じておられる、そういう中で仕事をされているんです。

そういう前提で見ますと、私はきょうの改定スケジュール案の資料5を見て、審議会との関係が少しこれでいいのかなという気がしています。みどりの審議会はこの基本計画の策定状況を追認すればいいんじゃないんです。やっぱり意見を言って、きちっとその意見を基本計画に反映させるという、これが大事なんです。きょうは平成18年12月の審議会のところですね。すると、計画の検証をして、そして次の課題の抽出に向けての議論をしなければいけなかったんです。そしてそれが次のところにどう反映されたかということをやらなければならない。ですから、追認ではなくて、先手先手でここできちっと議論をして、この基本計画の作業の中に反映させるようなもの、そういう積極性がなきゃいけないわけです。きょうは1回目ですから、少しその辺が足りなくて、2回目にちゃんとやっていただきたいというお願いもしているんですけども、そういう意味でぜひ次回からはこの基本計画について我々が何を議論しなければいけないか、どういう意見が欲しいのかということ为先手先手でぜひ出していただきたい、そうしないと、終わってから幾ら言ったってしょうがない。感想を言っているだけで、感想と陳情をしているだけで何も反映されない、ほとんど意味がないので、ぜひやっていただきたい。

それには、きょう、私ちょっと不満なんですけれども、アクションプログラム、大変立派なものをつくっている、既に。ここに施策もちゃんと書いてある。ところが、一番下に課題という欄があって、これを実現するにはこういう問題点があるよ、それからこれはまだまだなかなか難しいよとか、あるいはこれはテーマなんだと、いろいろなことが書いてあるんですね。私はむしろきょうは、本当はこの課題についてできること、できないこと、それからもっとやらなければいけなかったこと、それからこれはちょっとこれはあきらめざるを得ないんだということを正直に出していただいて、次の課題の抽出、次の計画の見直しのところにつなげていくような議論をぜひきょうすべきだったと思うんですけども、時間がないということもあって無理だったわけですから、ぜひ2回目に、次回の審議会ではこの課題に書かれていることをやっぱりきちんと、正直に、ごまかさないで逃げないで、テーマを具体的に出していただきたい。それで議論をするということにしたい。決してその審議会を追認して認めたからこれで進めるんだという甘い考えではなくて、ぜひ厳しくやっていただきたいなというお願いをしておきます。

もう一つお願いは、皆さん御存じのように、今の東京都の知事が変わらなければ、校庭緑化をやるんですね、小学校の校庭200校を全部緑化すると彼は言っていますから、オリンピック目当てかもしれませんが、言っていますから、これはもうやらざるを得ない。そ

うすると、今のところ2分の1補助なんですね。区が半分出せと、地元が半分出せと、半分都が出すからと言っているわけです。それに対してきちんとした計画があって、校庭の芝生の維持をするようなそういうグループができているところだったら100%補助だというふうに言っているんですね。新宿区は手を挙げるべきだと思うんですね。緑被率を少しでもふやすためには校庭緑化に対してもっと積極的に取り組んでもいい。それから、区民の方の意識も、御意見もボランティアでもいいからやってもいいという方がたくさんいらっしゃる。そうすれば、校庭緑化をどうすれば区で、新宿区として本気でやれるかというあたりをスタディーして、ぜひこの基本計画の中にも実効性のある、具体性のあるプランとしてぜひ新宿区の校庭を100%緑化するんだと、全校緑化するんだという点に立って、どうすれば実行できるかということをごひアクションプログラム、基本計画の中に入れるというスタディーをぜひしていただいて、可能性を検証していただきたい、それをお願いをしたいと思っています。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

北村委員、何かございますか。どうぞ。

北村委員 1つは、事務処理に関してお願いがありますのですが、平成17年度の第2回の審議会の議事録をきょういただいたわけですが、これは2月2日に行っております。きょういただいたということは、10カ月と10日たっているわけですね。私の仕事の経験では、こういった議事録の配付というのは聞いたことがないんです。私、20年間国際機関で仕事をしたことがございますけれども、その日のうちに横でパソコンのエキスパートがタイプをして、その日のうちの会議が終わって30分以内に渡してくれます。それを持ってホテルに帰って、翌日の缶詰会議の第2日の対策を立てる。誤りがあれば、変えてもらう。追加すべき点は議長を通してその確認を得るということをやっております。この時代に10カ月10日もたってからようやく前のことが。人間の記憶なんて簡単に消えていくものですから、これは少なくとも、本来は1週間以内にもらうべきものなんです。私はすべて1週間以内にもらっていました。ですから、もし仕事の面で事務局が忙しくてとてもそこまでできませんということであれば、ほかに外注すべきである。それができないのであれば、そのテープでも15枚のコピーをとればいいんですから、それを我々委員全体に配付すべきです。そういうまず事務処理からもうちょっと現代化していただきたいと私は思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の御意見は実行可能でしょうか。

道とみどりの課長 まず冒頭にお届けがおくれたのは申しわけございません。事務局の不手際でございます。今の御指摘でございますけれども、現在、速記外注して速記をとってございます。なかなか1週間というのはちょっと厳しゅうございますけれども、速やかに議事録をまとめまして、次の開催ということではなく、委員のお手元に郵送するような手段を講じたいと考えてございます。

熊谷会長 ありがとうございます。今回からできるだけ速やかに委員の方に議事録をお送りしていきたいと思えます。

この見直し作業については審議会もう一回ぐらい開催されてはどうですか。もう少し今後も柔軟に御意見を伺ってと思えます。

どうぞ。

大室委員 先生の言われたとおり、正直消化不良でいつどこで何を言おうかなという気はしていたんですけども、輿水先生に言われるとおり、確かにせつかく集まってくるならば、もうちょっとこっちの方にいかがですかということがあってもいいんじゃないでしょうか。今ですと、報告というか、いわば、保護樹木についても今さら来ているものをこれをこっちはこれはだめだ、あれはだめだなんて、先ほどはこの委員会で決めるというけれども、まさかここでこれはだめだと言ったところで無理な話ですね。それならば、もうちょっと資料ですか、何かこれとこれについてはということをお委員は、皆さんはどう考えているのかというふうなことにしていただきたいと思えます。

熊谷会長 という御意見もございましたので、事務局よろしく願いいたします。

それでは、時間がほぼ予定どおりの時間になってまいりましたので、この議題についてはこれで一応打ち切らせていただきたいと思えます。

◎その他

熊谷会長 最後になりますけれども、その他連絡事項がございましたら、何か、事務局よりお願いいたします。

道とみどりの課長 それでは、まだ少々時間があるようでございますので、バス停緑化というのを実は私ども今年度初めて実施したところでございます。それについてちょっとポイントを交えて御紹介をさせていただければと思えます。申しわけございません、ちょっと明かりが暗くなりますけれども、よろしく願いいたします。

事務局 事務局の小菅と申します。よろしくお願いいたします。

バス停緑化について御説明いたします。

10月の下旬に新宿三丁目にごございます都営バスの「新宿三丁目」というバス停をバス停緑化ということで行いました。これは、バス停の柱の下にプランターを設けまして、その周りに柱、それから屋根の部分にステンレスのメッシュを設置いたしまして、下のプランターからテイカカズラという植物を登らせることを考えてございます。今回のバス停緑化につきましては、新宿区でも初めての試みですが、東京都の交通局によれば、都バスのバス停でこういったバス停緑化というのは前例がないということでございます。

維持管理につきましては、こちらのバス停の前にございましてそな銀行、新宿支店さんの方の御協力を得まして、毎日の水やり等をお願いしてございます。バス停緑化は、これはまだ植物を植えたばかりで屋根まで覆っておりませんが、1年、もしくは2年かかればこういった形で全体を覆うようなことを想定してございます。バス停緑化につきましては、都市景観の向上ですとか、ヒートアイランド現象の緩和、あるいはバス停のイメージアップ等につながるというふうに考えております。こういったバス利用者以外の方にも事業者ですとか、新宿を訪れる方にも安らぎですとか潤いのある空間を提供していきたいと考えてございます。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。

これは御質問も御意見もということで、御報告ですので、バス停は区の施設ではないんでしょう、都でしょう。ですよね。緑化の部分だけは区で予算をとってやっているということですか。

事務局 はい、そうでございます。

熊谷会長 わかりました。ありがとうございました。

事務局、それからそれ以外に何かございますか。

道とみどりの課長 それでは、次回の審議会の日程でございますけれども、次は平成18年度第2回ということで年明けに開催したいと考えてございます。日程につきましては、改めて委員の皆様へ御通知を申し上げますので、またよろしく御協力のほどよろしくお願いいたします。

それと、ちょっと先ほど副会長から御指摘ございましたけれども、今回課題の関係につきましては、次回も御議論ちょうだいしたいというふうに考えてございます。そのため、今回、

急で恐縮でございましたけれども、今回のアクションプログラムの検証についてもお読みいただいて、何か御意見がございますれば、次回の審議会の際に御議論をちょうだいできればというふうに考えてございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございました。

ということでございますので、会長の不手際で大変委員の方々にはおしかりを受けたようなことになりましたが、きょうはひとつ残念だったのは、区長がこの委員会にはぜひ出たいという御要望だったようすけれども、たまたま重要な会議とちょうど時間がたしかダブっておりまして、前の委員会がまだ続いているんじゃないかと思えますけれども、もう多分お見えにはなれないと思えますけれども、大変私もほかのときにお会いしたときに、みどりについては大変な期待とそれから、区長自身が義務感みたいなものを感じられておりまして、これは区民に対する公約ということもあろうかと思えますので、バス停緑化もその一環ですし、それから先ほど出ました安全、安心だけではなくて、これ、大きく景観の問題とかかわっておりますので、御承知のようにこの歌舞伎町付近、今、ライトアップしておりまして、いろいろな意味で昼も夜も新宿区は景観ということも考えておられるようですので、そういうこととなると、みどりの審議会というのはますますその役割が強くなってくる。

それと、せっかく私は事務局で作業をおやりになるのであれば、ぜひ区内での横の調整といたしますか、それをやっていただきたいと思えます。先ほど校庭緑化の話が出ましたけれども、これについてはもう教育委員会と密に御連絡をとって、場合によってはみどりの審議会として部内で調整にお役に立てるように申し出なり、あるいはそういう機会設けても私はいいと思えますので、それは事務局でやりやすいようにやっていけたらと思えますので、ぜひ横のつながりと理解と今、申し上げたように非常に大きいですから、区長が来られたら申し上げようと思っていたんですけれども、ぜひそういう意味では審議会に対するそれなりの予算もつけていただいて、事務局が窮屈じゃないように、そのかわりそれなりの、部内でやるメリットを生かしていただいてということをお願いしたいと思えます。

◎閉会

熊谷会長 きょうはお忙しいところ、本当に有意義な、また貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。それでは、本日の18年度第1回の新宿区みどりの推進審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時3分閉会

